

小松島市汚水処理構想の見直し（素案）に対する
パブリックコメントの実施結果について

- | | |
|----------------|--|
| 1. 意見募集案件 | 小松島市汚水処理構想の見直し（素案） |
| 2. 意見募集期間 | 令和4年8月5日（金）～令和4年8月25日（木） |
| 3. 閲覧場所 | 市ホームページ
市まちづくり推進課（市役所2階） |
| 4. 意見提出方法 | 郵送・ファクシミリ・電子メール・直接持参 |
| 5. 意見提出者数 | 2名 |
| 6. 意見提出件数 | 4件（うち、小松島市パブリックコメント手続要綱
第9条第3項の規定により市の考え方を示す
ことができないものが1件） |
| 7. 意見の概要と市の考え方 | 別紙のとおり |

※ いただきましたご意見は、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ
考え方を示させていただきます。

小松島市汚水処理構想の見直し（素案）に関連のないご意見、案に対する賛否の
みを表すものなどについては、小松島市パブリックコメント手続要綱第9条第3項
の規定により、市の考え方をお示しできないのでご了承ください。

なお、いただきましたご意見についての個別回答はいたしません。

意見の概要と市の考え方

意見等の概要	市の考え方
<p>合併処理浄化槽（個人設置型）の処理人口は、令和 17 年度に約 3 万人まで増加する。これにより、品質検査や維持管理を実施する特定事業者の負担が増大する。</p>	<p>合併処理浄化槽の増設により水質に関する検査や維持管理を実施する事業者の業務が増加することについては、検査機関や維持管理者において適切に対応されるものと考えております。</p> <p>浄化槽の保守点検や清掃は、浄化槽法により技術上の基準に従って行わなければならないと定められております。このことから、使用者自らが行うことは困難であるため、保守点検業者に委託する等、適切に実施していただきたいと考えております。</p> <p>なお、浄化槽の使用にあたっては、浄化槽の機能を正常に維持するため環境省関係浄化槽法施行規則第 1 条「使用に関する準則」を遵守してください。</p>
<p>合併処理浄化槽の維持管理は事業者任せになっている。使用者が浄化槽の健全な維持に努めるなど、少しでも維持管理に協力できればよい。</p>	<p>現在、本市では居住促進区域を設定しておりませんが、污水計画区域については、市町村が合併処理浄化槽の設置主体となる方式も検討した結果、市全域を個人設置型合併処理浄化槽による計画としております。</p>
<p>居住促進区域については、特定地域生活排水処理施設、又は個別排水処理施設の検討が必要である。</p>	<p>現在、本市では居住促進区域を設定しておりませんが、污水計画区域については、市町村が合併処理浄化槽の設置主体となる方式も検討した結果、市全域を個人設置型合併処理浄化槽による計画としております。</p>